

議 案 第 7 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

低炭素建築物に係る審査方法の追加等に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表65の項を次のように改める。

65	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（64の項及び66の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>（ア）申請住戸数が1戸のもの</p> <p>（イ）申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>（ロ）申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>（ハ）申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>（ニ）申請住戸数が25戸を超えるもの</p> <p>ウ 共同住宅の共用部分</p> <p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オ以外の場合）</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 96,000円</p> <p>1件につき 140,000円</p> <p>1件につき 203,000円</p> <p>1件につき 111,000円</p> <p>1件につき 250,000円</p> <p>1件につき 412,000円</p>
----	---	---

	<p>外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 158,000円</p>
--	---	--

別表70の項中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。